

【問9回答状況】

(%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	不明
(ア) 役員	69.4	18.1	1.1	6.5	1.0	3.7	0.2
(イ) 重要情報に接する可能性の高い職員	69.6	17.9	0.8	3.7	3.1	4.8	0.1
(ウ) 上記以外の職員	56.5	19.9	0.7	0.7	13.4	8.0	0.8
(エ) 派遣社員、パート・アルバイト	47.1	14.6	0.5	0.8	25.6	8.2	3.2
(オ) 退職後1年以内の者	34.9	11.5	0.6	3.6	33.0	12.4	4.0
(カ) 配偶者・同居家族	28.8	9.6	1.1	1.2	44.7	8.2	6.3

- ①上場会社が事前に許可した場合に限り自社の役職員等による自社株の売買を認める「許可型」
 ②自社株の売買についての最終的な判断は役職員等に委ねるものの、売買の実行前に予定する売買の内容を届出させる「事前届出型」
 ③上場会社が役職員等による自社株の売買動向の把握のみを目的として売買の実行後に実行した売買の内容を届出させる「事後届出型」
 ④役職員等の自社株の売買を一切認めない「禁止型」
 ⑤上場会社自身は役職員等の自社株の売買に一切関知しない「無関知型」
 ⑥その他

アンケートでは、(ア) 役員、(イ) 重要情報に接する可能性の高い職員、(ウ) その他の職員については、最も多いのは①許可型で、次に多いのは②事前届出型でした。(エ) 派遣社員等、(オ) 退職後1年以内の者については、最も多いのは①許可型でしたが、次に多いのは⑤無関知型でした。一方、(カ) 配偶者等については⑤無関知型が最も多くなっています。

さらに具体的に見ると、(ア) 役員については、①許可型・②事前届出型の合計で87.5%の会社が役員の自社株売買の前に一定の確認を行う仕組みを採用しています。また、④禁止型が6.5%みられ、他のカテゴリーと比較して多くなっています。

また、「その他」の回答として、役員の自社株売買について社内規程上の制度を設けた上で、さらに役員に関する情報をJ-IRISSに登録することで役員による内部者取引の未然防止を図っているという回答がみられました。役員の自社株売買について禁止型をとっている会社においても、役員が社内規程を看過して自社株売買を行う可能性は否定できません。そのような場合であっても仮にJ-IRISSに登録していれば、証券会社が自社株売買を行おうとする役員に対し、当該自社株売買は法律上の内部者取引規制に違反するものではないか確認を行うことによって、いわゆる「うっかりインサイダー取引」を防止することが可能となりますので、役員に関する情報をJ-IRISSに登録することは非常に有効な取組みであると考えられます。

(イ) 重要情報に接する可能性の高い職員についても役員と同様の傾向がみられ、①許可型・②事前届出型の合計で87.5%が職員の自社株売買の前に一定の確認を行う仕組みを採用しています。「その他」の回答として、重要情報に接する可能性の高い部署の職員については①許可型を採用した上で、当該部署から異動後1年間は引き続き許可型の適用対象とする例もみられました。

(ウ) その他の職員については、①許可型・②事前届出型の合計が76.4%であり、事前確認を要する仕組みの比率は役員などと比べて若干低く、⑤無関知型の比率が高くなっています。

④禁止型の比率が低いことも特徴的です。

(エ) 派遣社員、パート・アルバイトについても、⑤無関知型の比率が比較的高くみられます。